

# トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、  
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

1  
[令和2年]2020  
No.309



大和國 登美山 鼻高  
靈 山 寺

Yamatokoku Tomiyama Bikou RYOSENJI



公益社団法人 奈良県トラック協会

<http://narata.or.jp>

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 年頭のご挨拶 .....                | 2  |
| 理事会 .....                   | 9  |
| 総務委員会 .....                 | 11 |
| 適正化実施対策委員会 .....            | 12 |
| 交通安全・労災防止対策委員会 .....        | 13 |
| 安全性優良事業所近畿運輸局長表彰 .....      | 14 |
| 安全性優良事業所奈良運輸支局長表彰 .....     | 15 |
| トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー ...  | 16 |
| 過労死等防止・健康起因事故防止対策セミナー ..... | 19 |
| グリーン経営促進研修会 .....           | 21 |
| 環境キャンペーン .....              | 22 |
| 全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 .....    | 23 |
| 交通事故防止対策会議を開催 .....         | 24 |
| 奈良県社会福祉協議会へ寄付 .....         | 25 |
| 令和2年度税制改正・予算に関する要望 .....    | 26 |
| 優秀安全運転事業所表彰(金賞)受賞 .....     | 27 |
| 交通安全啓発品を寄贈(御所市) .....       | 28 |
| // (下市町) .....              | 29 |
| // (大和郡山市) .....            | 30 |
| // (五條市) .....              | 31 |

表紙写真

りょうせんじ

大本山 霊山寺 奈良市中町3879

|             |                     |    |
|-------------|---------------------|----|
| ■ 奈良県から     | 奈良県からのお知らせ          | 32 |
|             | 奈良県税務課からのお知らせ       | 36 |
| ■ 国土交通省から   | 国土交通省からのお知らせ        | 37 |
| ■ 全ト協から     | 軽油価格調査集計表(2019年10月) | 39 |
| ■ 奈ト協から     | 1月・2月の行事(予定)表       | 40 |
|             | 適正化事業・巡回指導報告書       | 41 |
|             | 事業用自動車事故事例No.53     | 42 |
|             | トラックの構造上の特性         | 43 |
|             | KIT事業の案内            | 44 |
| ■ 陸災防から     | 災害事例とその対策           | 45 |
| ■ 近畿交通共済から  | 近畿交通共済からのお知らせ       | 46 |
| ■ 奈良県警察本部から | 奈良県警察本部からのお知らせ      | 47 |
|             | 物流セミナーの案内           | 48 |
|             | 2019年発行の「トラック奈良」    | 巻末 |



## 謹んで新春の お慶びを申し上げます

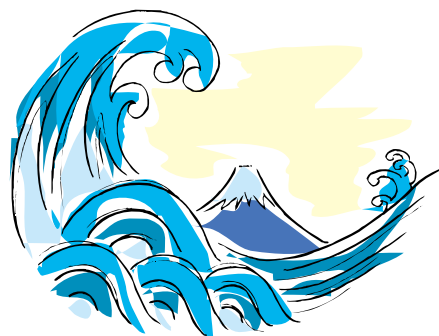
平素のご厚情を感謝し

皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます

本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます

令和二年 元旦

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 会 長 | 塚本 | 哲夫 |
| 副会長 | 清水 | 益成 |
| 副会長 | 中  | 秀夫 |
| 副会長 | 森本 | 禎男 |
| 副会長 | 萩原 | 良介 |







奈良県知事  
荒井 正 吾

公益社団法人奈良県トラック協会の皆様、明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素より、輸送の安全のための取組・サービスの向上・環境対策など、運送業界に課せられた公共的、社会的使命を達成するために、ご尽力いただいておりますことに心より敬意を表する次第です。

昨年は、第126代目の天皇がご即位されました。「即位礼正殿の儀」が10月22日に宮中で、「大嘗祭」が11月14日夕方から同15日の暁前にかけて皇居内で、「大饗の儀」が11月16日・18日に皇居内の豊明殿で、「神武天皇山陵親謁の儀」が11月27日橿原市の神武天皇山陵でそれぞれ行われました。

特に、天皇皇后両陛下ご来県の折には、多くの県民の方々にとても温かくお迎えいただき、大変感激いたしました。

「大嘗祭」と「大饗の儀」では、奈良にゆかりのある歌が三つ歌われ、奈良県民としてとても誇らしい気持ちになりました。天皇のご即位に際し、奈良県ゆかりのものが多く披露されることは誠に誇らしいものです。

県勢の動向として、奈良市の大宮通り新ホテル・交流拠点、今年の春にまちびらきをします。平

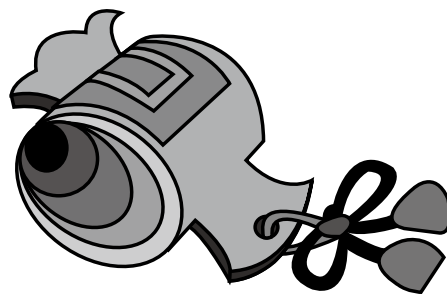
城宮跡歴史公園では、南門を建設しており、2022年3月に完成予定です。高畑町裁判所跡地の宿泊施設は、今年の春に完成する予定であり、旧奈良監獄のホテルは来年にオープンする予定です。

2025年には大阪・関西万博の開催が決定しており、インバウンド観光の取り込みにより、奈良の観光を発展させる大きな契機になると期待しています。

また、早ければ2037年に予定されるリニア中央新幹線の全線開業に伴う「奈良市附近」駅の設置は、奈良県勢を発展させる大きな弾みになると考えています。

これからも、こうした取組を一つ一つ着実に進めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、奈良県トラック協会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。





奈良運輸支局長  
伊 藤 徳 男

令和2年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

皆様方には平素から国土交通行政に対し格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

昨年は、天皇陛下ご即位による「令和」の新時代が始まりました。新元号「令和」の典拠であります万葉集は、奈良に大変ゆかりがあり、新しい時代とともに奈良が発展するために尽力してまいります。近年、我が国は、人口減少・少子高齢化が進み、交通を取り巻く社会情勢が急速に変化しております。国民生活や経済活動にとって不可欠な交通施策を総合的かつ計画的に推進するため、公共交通の安全確保や、公共交通の安全・安心の確保、地域公共交通の確保維持、深刻な問題となっている人材確保など、これからも様々な課題に積極的に取り組んでまいりる所存でございます。

#### 運輸事業の安全確保について

運輸事業にとって最も優先されるのは「安全・安心な輸送の確保」です。

特に事業用自動車については、運転者の高齢から、脳血管・心臓疾患等の健康に起因する事故を防ぐことが喫緊の課題となっており、国土交通省で発表しております健康管理マニュアルや脳血管・心臓疾患対策ガイドライン等の更なる周知を図り、適切な健康管理の徹底と、飲酒運転等悪質運転違反の根絶に向け、関係者の皆様と一丸となって、事故・違反のない安全・安心な交通社会の実現に向け取り組んでまいります。

また、運送事業者に対する監査、運行管理者研

修及び整備管理者研修の充実・強化を図るとともに、運送事業者における交通事故要因分析事業等を通じて、事業用自動車による交通事故の更なる削減に取り組めます。

さらに、過積載による違法な運行が重大な事故を発生させる危険性があるため、その防止の徹底について、引き続き関係機関と連携して取り組みを行ってまいります。

これら運輸事業の安全・安心の確保のためには、経営トップから現場まで事業者自らが社内一丸となった安全管理体制を構築し、積極的に取り組むことが不可欠です。

奈良運輸支局としても、安全思想の普及・強化に向けて運輸安全マネジメント制度の充実に積極的に取り組んでまいります。

#### 物流の生産性向上、人材の確保等について

国土交通省では、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づき、荷待ち時間の削減、宅配便の再配達削減等により、生産性の向上に取り組むとともに荷主勧告制度の適切な運用、標準的な運賃の告示制度の導入等により、取引環境の適正化を推進しているところです。

また、生産性の向上・物流の効率化、働きやすい労働環境の実現を図るため「ホワイト物流推進運動」について、荷主団体への協力要請を行ってまいります。

なお、労働者不足については、「運転者職場環境良好度認証制度」を活用し、長時間労働の是正等の働き方改革に積極的に取り組む自動車運送事業者を求職者に「見える化」し、就職を促進してまいります。

最後に、交通環境対策については、温室効果ガス排出量削減のために、天然ガストラック、電気自動車、燃料電池車など次世代自動車の普及促進、運輸事業者のグリーン経営の推進等、様々な分野で取り組みを進めてまいります。

以上、新年を迎えるにあたり、私の所信を申し上げますが、当支局としましては、事業者、自治体、地域住民の方々との連携を強化し、安全・安心な社会の構築、豊かで快適な生活の実現に貢献してまいりたいと考えています。

今後も当支局の行政の推進にあたり、皆様方からのなお一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。



奈良労働局長  
川村 徹 宏

あけましておめでとうございます。旧年中は、奈良労働局の行政運営に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新年を迎え、職員一同、心も新たに、すべての人が安全で安心して働くことができる社会の実現に向け、全力を挙げて取り組む所存でございます。

さて、旧年中は完全失業率が低水準で推移し、有効求人倍率が高水準で推移するなど、雇用情勢は全国的に改善していますが、奈良県を就業地とする有効求人倍率は近畿圏でもトップの水準で推移しており、引き続き雇用の改善が進んでいます。一方、我が国の産業は、情報通信分野の急速な技術革新等を踏まえた国際競争力の強化や生産性の向上といった課題に加え、人口減少に伴う中長期的な労働力不足という課題に直面しています。

このような状況の中、いわゆる「働き方改革関連法」が昨年4月から順次施行されています。本年4月からは、時間外労働の上限規制が中小企業に適用され、正社員と短時間労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁止するパートタイム・有期雇用労働法が大企業に対し適用されます。派遣労働者の不合理な待遇差を解消するための改正労働者派遣法も本年4月から施行されます。

自動車運転業務にかかる時間外労働の上限規制については、法施行後5年間の適用猶予期間がありますが、この間に着実にトラック運送事業に係る長時間労働の是正に向けた具体的な取り組み進めることが望まれます。

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会」は昨年で通算9回目の開催

となり、特に長時間労働に関する問題について議論をいただいております。県内の経済活性化のためにも、物流の要となるトラック運転者の労働環境の改善は不可欠であり、今後も、協議会における議論を通じ、トラック運転手の方々の職場環境の整備をより一層進めてまいります。

また、県内の労働災害は増加傾向にあり、残念ながら運輸交通業においても、昨年10月末時点で死亡災害は0件でしたが、123件の労働災害が発生しております。災害の中で特に高い割合を占めているのが墜落・転落災害です。会員の皆さまにおかれましては、一昨年の4月からスタートしている「第13次労働災害防止計画」の陸上貨物運送事業対策の確実な実施について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

奈良労働局におきましても、運輸交通業の発展のため、労働災害防止による安全で安心な職場づくりを支援するとともに、ハローワークに人材確保対策の支援コーナーを設け、引き続き、重点的な人材マッチング支援を行ってまいります。また、働き方改革推進支援センターにおいて、長時間労働の抑制、不合理な待遇差の解消をはじめとする働き方改革全般に関する専門的支援を実施しておりますので、是非ご利用ください。

本年が貴協会並びに会員の皆様方の輝かしい繁栄の年となりますように心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。





奈良県警察本部交通部長  
桑 原 正 樹

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人奈良県トラック協会の皆様には、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年の奈良県における交通情勢につきましては、9月初旬に交通死亡事故が多発したため、奈良県知事から「交通死亡事故多発警報」が発令されたこともあり、非常に厳しい状況にありました。

本年は、平成28年から5カ年計画で推進されている「第10次奈良県交通安全計画」の最終年であり、計画に掲げられている「平成32年（令和2年）までに交通事故死者数を限りなくゼロに近づける（25人以下を目途）。」「平成32年（令和2年）までに死傷者数を4,500人以下に減少させる。」という目標を達成すべき重要な年であります。

このため奈良県警察では、本年も

- 高齢者及び子供の安全確保
- 歩行者、自転車対策及び生活道路対策
- 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策

等に取り組み、交通事故を減少させるとともに、交通事故死者数を限りなくゼロに近づけ、安全かつ快適な交通社会を実現するための各種対策を推進してまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、

- 横断歩道付近に気を配り、歩行者がいる時は、横断歩道手前で車を止め、歩行者を安全に横断させる
- 前照灯の早め点灯と、ハイビームの有効活用で、歩行者を早期に発見する
- 通学路や生活道路においては安全速度を遵

守する等

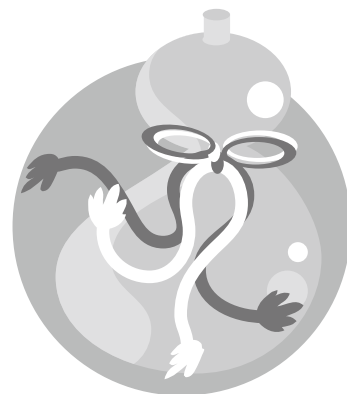
歩行者に優しく思いやりを持った運転をお願いします。

また、県警察では、歩行者の皆さんに「合図して、譲ってもらって笑顔でお礼」という交通安全標語の普及を進めております。

これは、車の運転者に対して、手を上げるなどの合図をして、車に止まってもらい譲ってもらったら笑顔でお礼を返して「思いやりや譲り合いの心」を醸成しようというものです。

どうか運転者の皆さんは、この合言葉を心に留めて頂き、「交通事故のないやすらぎの大和路」の実現にお力添えをお願いします。

結びに、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御多幸と御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。







公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克己

令和2年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

トラック輸送事業は、全国各地域で地域の経済と人々の暮らしを支えており、公共交通機関として、高い評価を得ているところであります。

また、昨年相次いで発生した激甚災害に対して、被災地への緊急物資輸送を迅速に展開したところであり、国民から絶大なる信頼をいただいております。

トラック運送業界は「人」で成り立っており、現場で働くトラックドライバーの皆様の活躍がなければ、我々の業界は立ち行かなくなります。ドライバーの皆様が自信と誇りを持って働き、豊かな暮らしが築けるよう最善を尽くしてまいります。

そのために、一昨年12月に最重要項目である貨物自動車運送事業法の改正が行われました。「荷主対策の深度化」、「規制の適正化」、「標準的な運賃の告示制度の導入」の3つの施策をセットとして、一体的に取り組むことにより業界の健全な発展が図られるものと考えております。

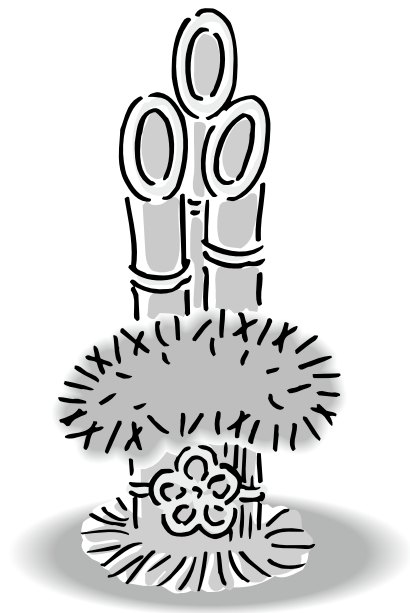
悪貨が良貨を駆逐することのないよう悪い事業者を排除し、また、悪い荷主が糾弾され、真面目な事業者が社会において正当な評価がなされる体制作りを構築してまいりたいと考えております。国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省などに対し、当該情報をお伝えいただき、より良い状況に導かれるように努めていただきたいと思います。

また、「輸送の効率化」、「安全確保の向上」、「環境保全の改善」の3つに影響を与える道路の積極

的な活用について、より使いやすい道路の実現を目指し、先般、重要物流道路の更なる拡充や機能強化について、関係行政に要望を行ったところであります。トラック輸送事業が道路の積極的な活用により社会的使命を果たしていくため、今後も、各地域において自治体などに対して、「使いやすい道路の整備」について、積極的な要望活動を行っていただきたいと存じます。

トラック運送業界は今後とも、団結を強め、協調を深め、全国で結集して、更に進化・発展を遂げていきたいと考えております。

最後に、すべての業界関係者が令和2年、課題解決への思いをひとつにして、新しい時代にふさわしいトラック運送業界の実現に向けて、引き続き、皆様方の多大なるご理解・ご協力をお願いしながら、新年のご挨拶に代えさせていただきます。







公益社団法人 奈良県トラック協会  
会長 塚本 哲夫

新年明けましておめでとうございます。

ねずみ年は繁栄の年です、経済だけでなく世の中も盛り上がる年になるといわれています。

トラック運送業界の景況感は、労働力の不足感が一段と強まっており、今後の見通しにおいても、労働力不足による人件費上昇、燃料価格の高止まり等が影響するのではないかと考えられます。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による改正事項のうち、昨年11月1日に施行された「事業者が遵守すべき事項の明確化」におきましては、トラックの定期的な点検・整備の実施等、車庫の整備・管理、健康保険法等により納付義務を負う保険料等を納付することが明確にされました。「規制の適正化」では、約款の認可基準、事業許可の基準が明確化されました。

これらはトラック運送業の健全な発展を図っていくためのものであります。

働き方改革関連法が、昨年4月1日から順次施行されておりますが、トラックドライバーを含め、働く人が安全で安心できる働く環境に向けたものであることから、奈良労働局から各地域の理事や委員に説明を頂いたり、また、専門講師による労務管理セミナーや人材確保セミナー等を開催し、さらなる周知を図って参ります。

事故防止・交通安全につきましては、一昨年に事業用トラックの交通事故が突出して発生したため、専門の大学教授を中心とした検討会を開催し、交通安全対策DVDや奈良県地域安全マップの配布等、具体的かつ効果のある諸対策について全力を傾注し取り組んでいるところです。

本年も引き続き、会員皆様の御協力を得ながら、交差点における事故防止等の具体的な対策を推進していきたいと思っています。また、各地域における交通安全県民運動への参加や子どもと高齢者の事故防止のための啓発活動にも積極的に取り組んで参ります。

トラック運送事業の適正化につきましては、適正化事業指導員が運送事業者への巡回指導で、事業所を訪問し、事業計画、運行管理、車両管理、労務管理、法定福利などの項目について指導を実施します。これに加えて事業用トラックの事故防止のための奈良県版の運輸安全マネジメントについても取り組みたいと考えています。

労働災害、特に死傷災害では、墜落・転落、転倒、動作の反動、はさまれ、巻き込まれ等による荷役作業中の災害が多発しており、荷役作業の安全対策ガイドラインにより防止を図るほか、安全衛生専門機関の協力・連携を得ながら、事業場に存在するリスクの継続的な低減に積極的に取り組んで参ります。

輸送の安全の確保を最重要課題とし、国民生活を支える「暮らしと経済のライフライン」として不可欠な輸送機関であるトラック運送事業の振興を図るため、国、県はじめ関係団体等の各位、そして会員の皆様方の御理解と御協力を得ながら、協会運営に精一杯尽力させて頂く所存です。

令和二年が皆様方にとって、幸多き年になりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

# 第273回 理事会

日時：令和元年12月12日(木) 午後零時40分～

場所：奈良トラック会館 2階 会議室

理事総数 26名 出席 21名 欠席 5名

## 来年度も事故防止を重点政策として

冒頭、塚本哲夫会長は「5月の総会から6ヶ月余りがすぎ、様々な事業計画を粛々とやってきた。本年度は重点事項の中で

も事故防止について色々、施策方策を考えながら進めてきた。来年度も緩めることなく取り組んでいきたい。今年も残り20日ほ

どとなったが、無事故で健やかに令和2年を迎えられますよう祈念します。」とあいさつ。



## 議 事

### 審議事項は次の通りです

- (1) 令和2年度定時総会に向けてのスケジュール(案)について(理事会・総会の日程等) 予算審議の理事会は2月27日(木)、決算承認の理事会は4月27日(月)に開催予定。令和2年度定時総会は5月27日(水)にTHE KASHIHARAで開催予定 ⇒ 承認
- (2) 令和2年度事業計画書及び収支予算書作成前の意見伺いについて ⇒ 承認
- (3) 会費規程の一部変更(案)について ⇒ 承認
- (4) 会員の入会(案)について ⇒ 承認

### 新たに7社入会されました

#### ■ジー・トランス(株)

天理市二階堂上ノ庄町65-7  
日生ハイツ202の一部

#### ■阿古商事(株)

磯城郡田原本町阪手630番地8  
井岡ビル205号

#### ■(株)ジェイ・ロジコム

天理市二階堂上ノ庄町334-1  
グリーンガーデンハイツ205

#### ■(株)Run Active

奈良市北之庄西町1丁目8-17  
プレスト北之庄Ⅲ205号

#### ■(株)ルート

磯城郡田原本町千代597番地の1 P号室

#### ■名鉄運輸(株)

生駒郡安堵町大字岡崎316-10

#### ■(株)大運輸

宇陀市大字陀拾生840-3

## 報告事項は次の通りです

- (1) 奈良県トラック協会運輸安全検討会について
- (2) 業務執行の状況報告について 定款第27条に基づき代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について
- (3) 令和元年度「全ト協表彰規程による表彰」と「正しい運転・明るい輸送運動表彰」について
- (4) 令和元年度優秀運転者顕章表彰（金十字章、銀十字章）受章者は19社44名（金5名・銀39名）。伝達式は令和2年2月7日（金）。
- (5) 第24回全国トラック運送事業者大会の収支について
- (6) 各委員会報告について  
【総務委員会】令和元年度第3回委員会について  
【適正化実施対策】令和元年度第2回委員会の報告。第35回物流セミナーについて  
【交通安全・労災防止対策】令和元年度第3回委員会について

- 【交付金運営】令和元年度近代化基金融資推薦について
- (7) 各種助成金の執行状況について  
令和元年度各種助成金の執行状況と予算の残額について報告。
  - (8) 理事及び相談役の辞任について  
日本通運（株）柳澤通理事が転勤のため10月21日に、森本万司相談役が7月25日に辞任。
  - (9) 会費の滞納について
  - (10) 会員の退会について  
8社が退会。  
退会  
(有)ダイワ運送、(有)Fライン・サービス、(有)トータルシステムサービス、(有)メイショウ、竹田花香舎（竹田巖夫）、西岡運送㈱、フェニックス運輸事業協同組合、中和運送（上島弘行）  
(会員総数485社)

## 法改正や省令・通達についての説明

奈良運輸支局の松尾首席運輸企画専門官から貨物自動車運送事業法の一部改正及び関係省令・通達について、説明がありました。



▲松尾首席運輸企画専門官

## 出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝塚本 副会長＝清水・中・森本（禎）、萩原 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村  
専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝谷口・廣瀬・中西・巽・吉岡・八木・中谷・西川（直）・竹長・森本（好）・西川（武）・山口（秀）川端・山口（滋）

## 第 3 回 総 務 委 員 会

日時：令和元年12月2日(月) 午後2時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：中担当副会長、委員6名、役員2名、事務局3名 以上12名

### 議 事

(1) 令和2年度事業計画書及び収支予算書作成前の意見伺いについて

令和2年度事業計画書と収支予算書の作成にあたり、公益目的事業について、具体的な意見を求めた。

(2) 令和元年度「全ト協表彰規程による表彰」及び「正しい運転・明るい輸送運動表彰」候補者推薦について

全ト協表彰規程による表彰は、下市合同貨物自動車(株) 代表取締役 櫻本貴大氏、吉岡運送(株) 代表取締役 吉岡幹自氏、(有)賀名生運送 代表取締役 井ノ本徹氏の3名。正しい運転・明るい輸送運動表彰は、事業所表彰1社に富士運輸(株)、事業所従業員表彰2社に原口運輸商事(株)、王寺貨物運輸(株)の各従業員1名を全ト協へ推薦したいと説明した。

(3) 会費規程の一部変更(案)について

会員サービス停止の条件となる会費滞納期間の表現を分かりやすく変更する一部変更案について説明した。

(4) 会費の滞納について

令和元年12月2日現在の会費滞納会員及び令和元年度雑損処理予定について報告した。

(5) その他

- ・全ト協より要請のある税正改正・予算に関する要望活動については、会長、副会長が直接国会議員に要望していることを報告。
- ・奈良県地域安全マップを作成し、12月号広報誌に同封し全会員に配布することを報告。





## 第2回適正化実施対策委員会

日時：令和元年12月3日(火) 午前10時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：森本担当副会長、委員9名、役員2名、事務局3名 以上15名

### 指導事項

貨物自動車運送事業法の一部改正及び関係省令・通達について

近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 林 宏之 運輸企画専門官



▲林 宏之 運輸企画専門官

### 議 事

#### (1) 巡回指導等の報告について

令和元年度巡回指導実施件数（4月～10月）は189件と、前年同期比43件増加したことを報告。

#### (2) 令和元年度安全性優良事業所に対する表彰

①奈良運輸支局長表彰式 11月20日 10事業所が受賞  
・ヤマト運輸(株)香芝支店・ヤマト運輸(株)橿原支店・ヤマト運輸(株)奈良吉野支店 等

②近畿運輸局長表彰式 11月27日 2事業所が受賞  
・奈良県合同陸運(株)本社営業所・(株)山口商事本社営業所

#### (3) 第33回奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会について

令和元年度奈良県適正化事業実施機関の活動指針に基づき実施した4月～9月迄の事業の進捗状況について説明したことを報告した。

#### (4) 令和元年度初任運転者特別講習の実施状況について

令和元年11月迄に3回開催し、28名が修了、12月に第4回、1月に第5回を開催し、指導教育の充実を図っていくことを報告した。

#### (5) 令和元年度第1回運行管理者試験結果及び第2回試験対策について



第1回試験合格率：全国31.7% 奈良県30.5%（試験対策講習両日受講者44.4%）。第2回試験対策講習会は2月に予定していることを報告した。

#### (6) 各種セミナーについて

①指導・監督者育成講習会 9月17日開催 25社26名が受講

②原価計算活用セミナー 10月24日開催 9社15名が受講

③第35回物流セミナー  
2月1日開催予定 講師：読売新聞特別編集委員 橋本五郎氏

④中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー

2月5日開催予定 講師：近代経営システム研究所 代表 森高弘純氏

#### (7) その他

飲酒運転防止等を掲載した適正化事業情報誌「あすか」25号を発行したこと、また事故防止対策として、「奈良県地域安全マップ」を作成、配布したことを報告した。



## 第3回交通安全・労災防止対策委員会

日時：令和元年12月4日(水) 午後1時～  
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：中担当副会長  
委員：9名 役員：2名  
事務局：1名 以上13名

### 指示事項

奈良労働局 労働基準部 健康安全課  
地方産業安全専門官

- ①令和元年業種別労働災害発生状況（令和元年10月末集計）
- ②令和元年度陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動について

### 議 事

- (1) 秋の交通安全県民運動への取組について  
運動期間中（9月21日～30日）における、各地域の啓発活動について報告した。
- (2) 子どもの事故防止 足型ストップマーク普及事業について  
奈良県交通安全母の会連合会の協力により、8月に4市3町へ1,600枚配布し、令和2年3月に3町4村へ700枚配布予定であることを報告した。  
事業開始年度（平成21年度）からの配布枚数は25,660枚。
- (3) 各種セミナーについて
  - ①トラック重大事故防止対策セミナー 8月31日
  - ②交差点事故防止マニュアル活用セミナー 9月4日
  - ③トラック運送事業者のための人材確保セミナー 10月29日
  - ④トラック荷台での積荷の安全・適切な固定・固縛作業教育講習会 11月12日
  - ⑤過労死等防止・健康起因事故防止セミナー 11月25日



- (4) 第48回奈良県産業安全衛生大会について  
10月11日、かしはら万葉ホールにおいて開催され、4社が労働安全衛生表彰（事業場賞）、189事業場が3ヶ月無災害運動達成事業場表彰を受けたことを報告した。
- (5) 第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会について  
11月7日、大津市民会館（滋賀県）において開催され、大会式典において安全衛生表彰及び優良フォークリフト等運転者表彰が行われたことを報告した。
- (6) そ の 他  
事業用トラックの交通事故防止対策として、「奈良県地域安全マップ」を作成、配布したこと等を報告した。



# 令和元年度安全性優良事業所近畿運輸局長表彰

日時：令和元年11月27日(水) 午後2時～

場所：大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

受賞者 奈良運輸支局（2事業所）

- ・ 奈良県合同陸運株式会社 本社営業所
- ・ 株式会社山口商事 本社営業所



## 表彰式次第

- 1 開式の辞
- 2 表彰状授与
- 3 近畿運輸局長挨拶
- 4 来賓祝辞
- 5 受賞者代表謝辞
- 6 閉式の辞





## 令和元年度 安全性優良事業所奈良運輸支局長表彰

日時：令和元年11月20日(水) 午前10時～  
場所：奈良運輸支局 2階 会議室



▲受賞事業所の各代表と伊藤支局長(前列左から3人目)

### 10事業所が受賞

国土交通省が実施する「安全性優良事業所認定（Gマーク）」の取得事業者の中で、10年連続してGマーク認定を受けているなど、とくに優れた奈良県内の事業所を顕彰する「奈良運輸支局長表彰」が10事業所に授与されることとなり、11月20日、同支局で表彰式が行われました。

式には受賞した事業所の社長や支店長などが出席。伊藤徳男支局長が表彰状を手渡し、「安

全運転の模範となるよう努め、『近畿運輸局長表彰』の受賞を目指してください」と激励しました。また、来賓として出席した（公社）奈良県トラック協会の塚本哲夫会長は「より高品質な輸送業務を追求し、トラック輸送の側面から豊かな社会の実現に貢献する取組みの牽引役を担って欲しい」と祝辞を述べました。

#### 【受賞事業所】

- ヤマト運輸(株)香芝支店
- 同 橿原支店
- 同 奈良吉野支店
- 奈良三笠運輸(株)本社営業所
- トナミ運輸(株)奈良営業所
- (株)メンテナンス・コシバ本社営業所
- ミュージックサービス(株)本社営業所
- 福住運輸倉庫(株)本社営業所
- 同 天理営業所
- 丸八運輸(株)本社営業所



# 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

日時：令和元年11月27日(水) 午後1時～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室 参加：44名



▲奈良労働局の川村徹宏局長

トラックドライバーの長時間労働問題を改善するため、官民

一体となって学ぶセミナー。奈良労働局の川村徹宏局長が「長時間労働の是正は運送事業者だけでは解決できない問題もあり、法施行から5年間の猶予期間が設けられています。荷主、運送事業者倉庫の関係者の皆様に労働時間短縮の必要性について理解を深めていただき、誰もが働きやすく活躍できる職場を実現

し、生産性の向上につなげていただきたい」とあいさつ。荷主団体からは小山(株)の吉村昭秀 取締役常務執行役員が、運送事業者団体からは(公社)奈良県トラック協会の中秀夫副会長がそれぞれあいさつしました。主な内容は以下の通りです。



▲小山(株)の  
吉村昭秀取締役常務執行役員

働き方改革についてはこれまでのやり方や成功体験は通用しない。一人一人の働き方をはじめとしたライフスタイルの変化が求められていると考えている。働き方改革の第一歩は長時間労働の是正にある。トラック運転者は特に長時間労働にさらされ

る職種の代表格とされているのは周知の事実。こうした問題を受け、運送事業の使用者と労働者間だけでなく、トラック運送業界として、従来から様々な努力を続けてきたが、次第に事業者間の取引慣行が、労働者の長時間労働の原因になっていることが分かり、昨今は事業者間取引にも関心がもたれるようになってきています。こうした流れの中で、荷主と運送事業者の協力関係の構築が叫ばれ、運輸行政や公正取引委員会による適正な取引確保のための指導が行われている。今回のセミナーは

荷主と運送事業者のための前提がついている。

トラック運転者をはじめトラック運送業界で働く方々が、法令を遵守し世間並みの労働時間と賃金水準などの労働条件を確保するためには荷主を含めた協力関係により、コストを負担していかなくはないかな、どれくらいの運賃なら運送業者、業界が維持可能なのか、真剣に考えなくてはならない。荷主と運送事業は共存共栄してこそビジネスが成り立つ。このセミナーが学習を深めるはじめての一歩となることを願います。



▲(公社)奈良県トラック協会の中秀夫副会長

日本の社会はこれまでにない人口減少と急速な高齢化を迎えている。その影響は奈良県のトラック運送業界にも否応なく押し寄せている。運ぶ商品はあっ

てもトラックドライバーが見つからない。トラック運送業者の過当競争、荷主・元請けからの運送費用の問題、運転者の安全運転等課題に暇はない。これらの影響は2018年春ごろから話題になった引越し難民、宅配便の再配達削減といった形で国民生活にも表れはじめている。徐々にではあるが一般の方にも物流危機の認識が広まりつつあり、ワンクリックで翌日に商品が玄関先まで届けられ、全国のスー

パーやコンビニに商品が格安で並ぶことが当たり前ではなくなってきた。こうした中、国では働き方改革の重要事項としてトラック運送業界の課題の中でトラック運転者の労働時間短縮に向けた課題への取組を始めています。

トラック運転者の労働時間は経営者と労働者間の労働契約の問題にとどまらず、荷主との企業間取引の慣行や貨物運送事業者への法規制、顧客の意識改革

を含めた構造的な問題。今回のセミナーでは取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明をはじめとする法令・

制度の改正点や政府の取組が紹介されることになっている。運送事業者、荷主企業の皆様は、この機会に疑問をもっていた

き、対応策を考える際のきっかけにしていきたい。これからも連携した活動を継続していきたい。

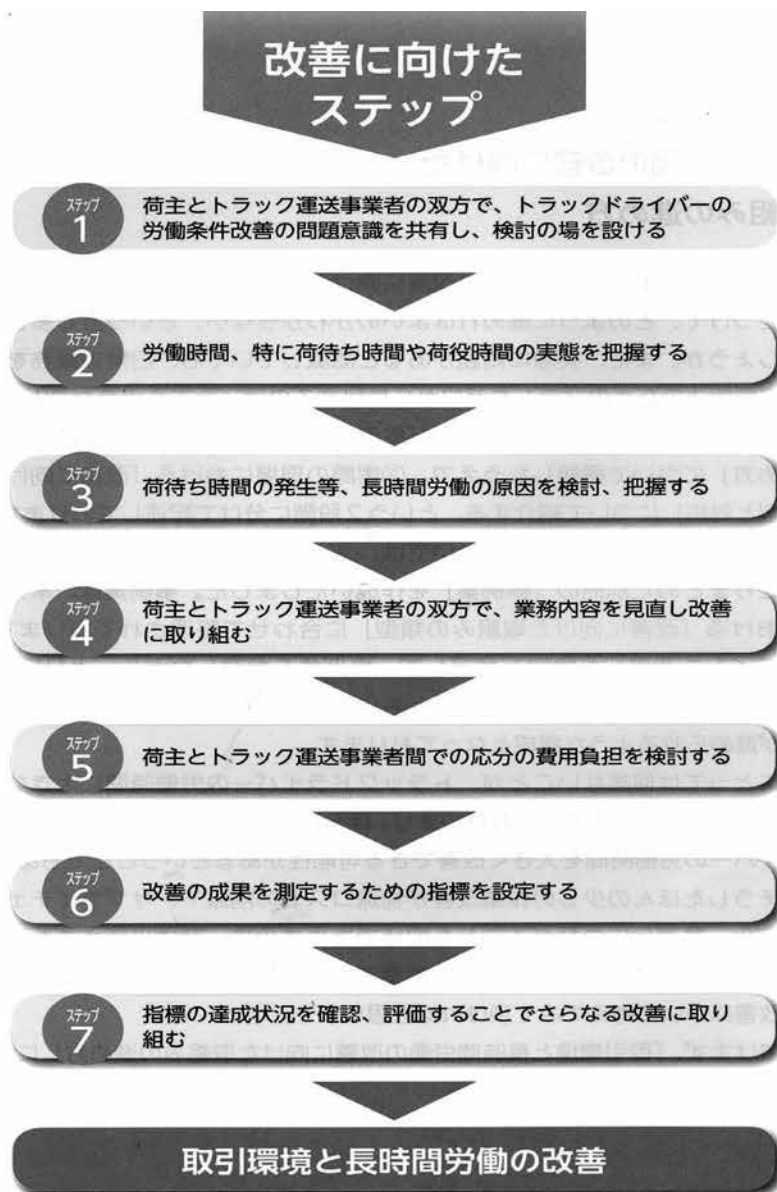
## 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明 講師：(株)富士通総研 シニアマネジングコンサルタント 小田 樹氏



▲(株)富士通総研の小田 樹氏

トラックドライバーの労働時間短縮のため、荷主と運送事業者双方がウィンウィンの関係を構築できるよう7つの解決策を提示。

対応例として、予約受付システムの導入やパレット等の活用、荷主からの入出荷情報等の事前提供、幹線輸送部分と集荷配送部の分離、運転以外の作業部分の分離、出荷に合わせた生産、荷造り等、高速道路の利用、発注量の平準化など13の事例をあげている。厚生労働省のホームページでも見ることができるので参考にしていきたい。



## 「ホワイト物流」推進運動について

講師：近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 首席運輸企画専門官 松尾剛志 氏



▲奈良運輸支局の松尾剛志 氏

「ホワイト物流」推進運動はトラック運転者不足に対応し、物流を安定的に確保し、経済の成長に寄与することを目的に、

有識者、荷主、物流事業者の関係団体、労働組合から構成される推進会議を設置。①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、②女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現を目指して運動に取り組んでいます。参加するには、「ホワイト物流」推進運動の趣旨と「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同を表明、ポータルサイトから様

式をダウンロードの上、自主行動宣言を作成し、電子メールで事務局に提出します。10月末現在604社が参加しています。こうした取り組みを通じて、ムダな荷待ち時間を減らすなど生産性の向上へとつなげていきます。



◀「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトへ誘導してくれるQRコード。

## 改正労働基準法のポイントについて

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 監督課長 喜瀬真太郎 氏



▲奈良労働局の喜瀬真太郎 氏

2024年4月からトラック運送事業者にも時間外労働の上限規制が適用される。今から労働環

境を変えて行かないといけない。そのためには労働時間を適正に把握することが前提となります。

2019年の4月から年10日以上の有給休暇が付与される労働者へは、付与日から1年以内に5日以上の有給休暇取得と、管理簿の保存（3年）が義務付けされている。36協定の届け出については注意事項があるので、届けツールを活用するとよい。産

業医の権限強化など法改正で変わっている部分があるので、法律で分からないことや相談したいことがあれば、「働き方改革推進支援センター」へ問合せさせていただきたい。



◀「働き方改革推進支援センター」の原稿QRコード。



# 令和元年度 過労死等防止・健康起因事故防止対策セミナー

日時：令和元年11月25日(月) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加：13名

過労死や健康起因による事故を削減させるため、その実態や防止対策に向けたアクションプラン、健康管理についてなどを学ぶセミナーを開催しました。主な内容は以下の通りです。又健康相談コーナーを設置し個別相談も受けました。



## (1) 過労死等の実態について

講師：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 大下晃氏



▲大下 晃氏

### ・過労死等の認定基準

過労死は業務に起因して脳・心臓疾患を発症することで、原因として長時間労働による過重負荷、高血圧、脂質異常症、高血糖、肥満などによる動脈硬化の進行が考えられる。労災として認定される目安は、①発症前1ヶ月におおむね100時間を超える時間外労働が認められる場合、②発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月あたりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合。

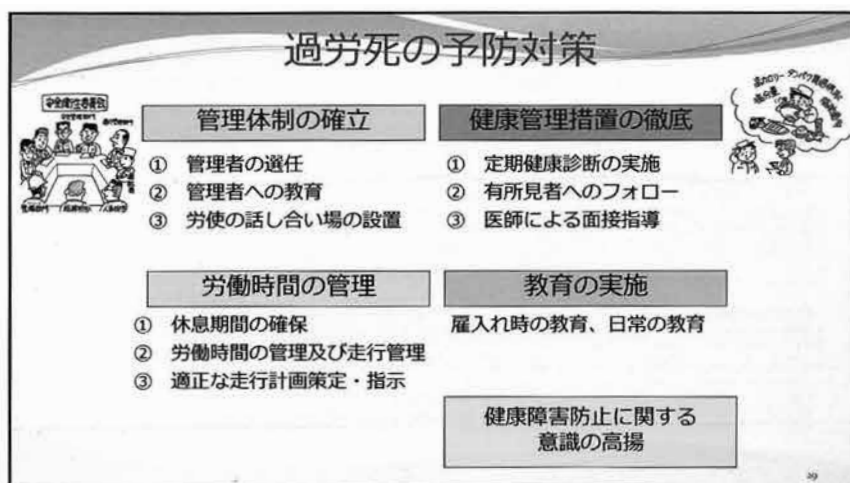
### ・過労死の事例

平成19年、走行中に脳出血を発症し、上下肢機能全廃の後遺症が残存したのは、長時間労働によるものとして、勤務会社の安全配慮義務違反で損害賠償責任が認められ4,261万円の支払いを命じられた事例がある。

### ・働き方改革関連法について

労働時間に関する制度の見直

しで中小企業も2020年4月からは時間外労働の上限は原則：月45時間、年360時間、自動車運転業務は特別条項付き36協定を締結する場合、年960時間の上限が、2024年4月から適用される。勤務間インターバルの時間確保や産業医・産業保健機能の強化とあわせて事業者への責任が伴う。





## (2) 過労死等防止計画について

講師：公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 課長代理 橋本香代氏



▲橋本香代氏

### ・過労死等の防止に向けたアクションプラン

全ト協では、時間外労働削減に向けて、荷待ち時間、荷役時間の削減、高速道路の有効活用、市街地での納品業務の時間短縮、中継輸送の拡大などの項目について対策を立て、2024年度には、時間外労働年960時間超のトラック運転者が発生する事業者の割合を0%とする目標を設定。8つの対策を立てて具体的な計画を推進している。

### ・全ト協の取り組み

アクションプラン実現のため、点呼におけるドライバーの疲労・健康管理の強化策として、血圧計導入促進事業で、取得価格の2分の1、上限5万円を補

助。健康管理や運行管理に役立てることができるようセルフケアチェックノートを作成（全ト協ホームページからダウンロード可）。定期健康診断の完全実施とフォローアップのためには「運輸ヘルスケアナビシステム」を導入した。ドライバーの健康状態を把握し、事後措置に役立てることができる。

### ・計画の進捗状況

時間外労働時間月60時間以上が、昨年度36.5%、睡眠時間5時間以下が同28.6%となっている。この数値を下げていくことを目標としているが、ドライバー自身が主役になって取り組むべき項目が多くある。長時間労働を減らし、対策を着実に進めて、2022年度には過労死を2割減らしたい。



▲全日本トラック協会から出されている冊子2点  
トラックドライバー睡眠マニュアル(左) とセルフケアチェックノート(右)

## (3) ドライバーの健康管理について

講師：奈良産業保健総合支援センター 相談員 近藤雄二氏



▲近藤雄二氏

### ・健康管理対策

過労死に至る前の対策として、日常会話の中で簡単なアンケート項目をさりげなく盛り込むこ

とにより、ドライバーの性質や行動様式をつかむ方法がある。定期的な健康診断と二次健康診断のシステム化により早めに症状をみつけてフィードバックすることが大切。また気分転換、逃げ道をつくる、自立訓練（リラクゼーション、息を吐く）などでストレスを軽減することは職場でもできる。食生活では余分なエネルギーを摂取しすぎないように、食生活を見直して、肥

満対策に各ドライバーが自身で気をつけられるような環境整備を。睡眠時間も最低5時間、できれば6時間以上確保できるよう指導を。

### ・産業保健センターの活用

奈良県にも産業保健総合支援センターがあり、産業保健に関する様々なテーマの研修、セミナーや職場訪問による支援、電話、メール等での相談などに対応している。ご活用を。

# 令和元年度 グリーン経営促進研修会

日時：令和元年12月3日(火) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：6名

## 環境に配慮した経営でコスト減、事故も減



▲圓山博嗣部長

環境にやさしい企業として社会から認知され、会社の評価があがることに加えて、従業員のモチベーションを上げるなど、意識を変えるきっかけになり、様々な好循環をもたらす「グリーン経営認証」。結果としてやさしい運転を心掛けることで、燃費の向上、事故減などにも効果があります。研修会では、「グリーン経営認証取得（新規・更新）について」、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 交通環境対策部の圓山博嗣部長が、制度の背景やメリットについて解説。同財団 グリーン経営推進課の山田秀宝氏が申請の手続きについて説明しました。

### 認証のメリット

ISO 14001では経済的、人的負担が大きいので、中小規模の事業者でも容易に取り組める制度を作ろうとグリーン経営認証が始まりました。2019年3月末現在、2,834社5,397事業所が認定を受けており、認定後2年の平均燃費がトラックの場合で3.2%向上。事故が減少し、職場のモラル向上などもアンケートの結果から分かります。そのほかにも行政による優遇制度もあり、かかる費用以上のリターンが期待できます。



### 申請の手続きについて

認証に向けては「トラック運送事業におけるグリーン経営推進マニュアル」の活用が必須。マニュアルに基づいて手続きを進めれば容易に取り組むことができます。トラック部門では環境保全のための仕組み・体制の整備、エコドライブの実施、低公害車の導入など67のチェック項目のうち36をクリアすれば認定を受けることができます。

マニュアルは冊子以外にもホームページからダウンロード



▲山田秀宝氏

できるほか、CDもあり、事例集を活用すれば、書類づくりも簡単。分からないことがあれば問合せしてほしいと、同財団の山田氏。

### 認証取得の効果(まとめ)

・グリーン経営の効果は、環境改善にとどまらない

・成功のカギは「管理者、従業員の意識改革」

認証取得により従業員の意識改革

・自主的な取り組み意欲の向上  
・環境だけでなく、コスト意識も高まる  
・意見や改善提案が多くなる  
・車内、構内清掃等を自主的に行う  
・エコドライブの実施

燃料費削減  
交通事故の削減  
品質向上

# 環境キャンペーン

日時：令和元年11月26日(火) 午後2時～  
場所：近鉄郡山駅前



## 地球環境にやさしい運転を呼びかけ

エコドライブ推進月間の11月、近鉄郡山駅前で、環境キャンペーンを実施しました。環境対策委員会の辻本委員長、萩原

担当副会長らは、駅利用者らに啓発品のダストバックを手渡ししながら、一人一人に「トラック協会です、エコドライブにご協

力を」などと声をかけながら、エコドライブやアイドリングストップを呼びかけました。



▲啓発品のダストバック。  
ペットボトルをためて処分するのに便利。

# 第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

日時：令和元年11月7日(木) 午後1時30分～

場所：大津市民会館（滋賀県大津市）



全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会に塚本会長、中副会長、西川理事、中西委員長、吉岡副委員長、樺木委員、中尾委員が参加しました。

はじめに大会式典が開かれ、陸災防滋賀県支部長が開会の辞、陸災防 渡邊健二 会長が挨拶し、続いて安全衛生表彰、優良フォークリフト等運転者の表彰式が行われました。

## 安全衛生表彰

優良賞 (有)ウエストライン・大和陸運(株)・大和商運(株)

進歩賞 (株)運（代表受領）・西川運輸倉庫(株)

## 優良フォークリフト等運転者表彰

角井 憲一 氏（株愛和）

井上 隆司 氏（秋津物流(株)）

小倉 光紀 氏（株中西運送）

石井 英人 氏（明日香運送(株)）



表彰式後、陸災防大阪府支部長が大会宣言を読み上げ、採択されました。

第2部では、講演、事例発表、特別講演が行われました。

講演 「最近の労働安全衛生行政の動向」

厚生労働省 働基準局 安全衛生部長

事例発表 「わが社の安全活動～風土改革～」

センコー(株)京滋主管支店 業務改善担当課長

特別講演 「枠を破る」

三千院門跡 門主 堀澤 祖門 師

次回第56回大会の開催地である、陸災防広島県支部長の閉会の辞で大会が幕を閉じました。



## 青年部会 交通事故防止対策会議を開催

日時：令和元年11月22日(金) 午後3時～

場所：奈良県トラック会館



奈良県トラック協会青年部会は、11月22日、交通事故防止対策会議を開催しました。はじめに山口部長より、「事業用トラックにおける飲酒運転事故件数が近年増加傾向にあるが、飲酒運転だけに限らず交通事故を未然に防ぐため、各社の取り組みについて情報を共有したい」と話しがあり、交通事故防止の取り組みについて以下のような意見交換を行った。

### 〈主な意見〉

- ①点呼時のアルコール検知器使用の徹底。また、アルコール検知器が正常に動作するか定期的にチェックをし、保守管理を徹底している。
- ②青年部会の重点施策である「横断歩道歩行者優先」について、ドライバーへの指導を徹底している。
- ③道路交通法の一部改正による携帯電話使用等に関する罰則の強化（12月1日施行）など、トラック協会からの広報チラシを活用し、ドライバーが見る場所に掲示し啓発している。
- ④デジタルタコグラフを管理し、連続運転がないか、休憩時間は十分かなどを確認。必要があれば指導している。
- ⑤運行中もし眠くなれば、車を止め仮眠をとるよう指導。連絡をくれれば配送先へは会社が対応するので、延着しても構わないと安全最優先の指導をしている。
- ⑥タイヤ交換のサイクルを早めることで、タイヤのトラブルがほとんどなくなり、ドライバーが安心し、ゆとりを持って乗務できるようになった。

# 奈良県社会福祉協議会へ寄付 奈良県トラック協会 ダンプ部会

日時：令和元年11月28日(木) 午後2時～

場所：社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

橿原市大久保町 奈良県社会福祉総合センター内

寄付額・・・83,000円 チャリティゴルフコンペ参加者の善意



▲写真右は中 幸司常務理事 左は山口 滋部会長

# 令和2年度税制改正・予算に関する要望

月日 令和元年11月29日(金)

衆議院議員 奥野信亮御所事務所

衆議院議員 田野瀬太道奈良事務所

公共的なトラック輸送の維持確保のため（公社）奈良県トラック協会清水益成副会長は、燃料高騰対策や高速料金引き下げ等の令和2年度税制改正・予算要望に関し、奈良県選出国會議員事務所に要望書を提出しました。



▲右 田野瀬太道事務所  
秘書 木之下秀樹氏

## 優秀安全運転事業所表彰（金賞）受賞

日時：令和元年12月6日(金) 午後1時30分～

場所：近畿運輸株式会社 本社（大和高田市東雲町）

近畿運輸株式会社は職場ぐるみで安全運転、交通事故防止に努め、運転記録証明書の分析結果、無事故無違反率が優良だったので、優秀安全運転事業所として金賞を受賞されました。

自動車安全運転センター奈良県事務所の林慶治所長から同社の米田誠良専務取締役が表彰状を受け取りました。

米田専務は、「社員一人一人の努力の積み重ねが、優秀安全運転事業所表彰（金賞）受賞に繋がりました。これからも安全運転、交通事故防止に努め良い会社を目指します」と喜びを語りました。



▲左から自動車安全運転センター奈良県事務所 林慶治所長、近畿運輸株式会社専務取締役 米田誠良氏、同運輸部長 阪田憲氏、自動車安全運転センター総務課長 森田誉己氏



## 交通安全啓発品を寄贈（御所市）

日：令和元年11月19日(火)

場所：御所市役所

高齢者の交通事故防止事業として、当協会の森本好美理事から、御所市役所に、交通安全標語入りヨコミエライトを寄贈しました。

嶋谷辰也御所市市民安全部長から、「夜間における高齢者等の交通事故防止のため、有効に活用します。」と挨拶がありました。



森本好美理事

嶋谷辰也御所市市民安全部長

## 交通安全啓発品を寄贈（下市町）

日：令和元年11月22日(金)

場所：下市町役場

高齢者の夜間歩行中の交通事故を防止するため、当協会の清水益成副会長より、下市町に交通安全標語入りヨコミエライトを寄贈しました。

杵本龍昭下市町長から、「高齢者の交通事故防止に役立たせて頂きます。」と挨拶がありました。



杵本龍昭 下市町長

清水益成 副会長

## 交通安全啓発品を寄贈（大和郡山市）

日：令和元年11月29日(金)

場所：大和郡山市役所

高齢者の交通事故防止事業として、当協会の中秀夫副会長から、大和郡山市に、交通安全標語入りヨコミエライトを寄贈しました。

大和郡山市 上田清市長から、「夜間における高齢者等の交通事故防止に役立つよう、配布計画を立て、事故防止のため有効に活用します。」と挨拶がありました。



大和郡山市 上田清市長

中秀夫副会長

## 交通安全啓発品を寄贈（五條市）

日：令和元年11月29日(金)

場所：五條市自治連合会館

高齢者と子どもの交通事故防止の啓発品を、当協会の丸山泰登美理事から五條市教育委員会 堀内伸起教育長に寄贈しました。



写真右から久保雅彦機管理課長、丸山泰登美理事、五條市教育委員会堀内伸起教育長、松井和永教育部長、尾崎和弘学校教育課長



## 奈良県からのお知らせ

安 推 第114号  
令和元年10月15日

関係団体の長 殿

奈良県総務部知事公室  
安全・安心まちづくり推進課長

「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の公布について

令和元年10月15日付けで、標記条例が公布されましたので、お知らせします。

県では本条例第14条第1項の規定により自転車責任賠償保険への加入が義務化される令和2年4月1日に向け、本条例の普及啓発に取り組んでまいりますので、各団体におかれましても格段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、本条例第14条第4項の規定により、事業活動で使用する自転車の所有者は自転車損害賠償責任保険に加入しなければなりませんので、各団体で令和2年4月1日以降事業活動に使用する自転車の保険料について、あらかじめ必要となる予算措置等をお願いいたしますとともに、遺漏のないように保険加入契約手続きをお願い申し上げます。

奈良県安全・安心まちづくり推進課  
☎630-8501  
奈良市登大路町30番地  
0742-27-8575  
担当：奥野・友田・喜多

奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

奈良県知事 荒井 正 吾

## 奈良県条例第十七号

奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

### (目的)

**第一条** この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県及び自転車所有者等の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車所有者等 自転車の所有者又は自転車の所有者がその利用者でない場合にあっては、その利用者をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 交通安全団体 交通安全に関する啓発等の活動を行う団体をいう。
- 五 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 六 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 七 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 八 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。

### (県の責務)

**第三条** 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携を図りながら協力し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 県は、道路管理者として、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道等の整備に関する事業を推進するものとする。

### (自転車所有者等の責務)

**第四条** 自転車所有者等は、自転車が車両であることを認識し、関係法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車所有者等は、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

### (県民の役割)

**第五条** 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

**第六条** 事業者は、自転車を利用して通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (交通安全団体の役割)

**第七条** 交通安全団体は、関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (県民に対する自転車交通安全教育)

**第八条** 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する交通安全教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校における自転車交通安全教育）

**第九条** 学校の長は、児童、生徒又は学生に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育の推進に努めなければならない。

（保護者による自転車交通安全教育）

**第十条** 保護者は、監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な交通安全教育の実施に努めなければならない。

（事業者による自転車交通安全教育）

**第十一条** 事業者は、従業者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施及び情報の提供に努めなければならない。

（自転車の点検及び整備）

**第十二条** 自転車所有者等及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）その他の自転車を事業の用に供する者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うものとする。

2 保護者は、監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うものとする。

（高齢者の乗車用ヘルメットの着用）

**第十三条** 高齢者（六十五歳以上の者をいう。以下同じ。）は、乗車用ヘルメットの着用が生命及び身体の被害の防止等に有用であることを踏まえ、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。

2 高齢者の家族等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。

（自転車損害賠償責任保険等の加入等）

**第十四条** 自転車の所有者（未成年者を除く。）は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

2 自転車の利用者（未成年者を除く。）は、前項の規定による所有者の自転車損害賠償責任保険等により、自らの利用に係る損害を填補することができない場合にあっては、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

3 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損

害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 事業者は、事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

5 自転車貸付業者は、貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないものとし、その借受人に対しては、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、自転車損害賠償責任保険等に参加することを要しない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等）

**第十五条** 自転車の小売りを業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入する者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の場合において、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（情報の提供等）

**第十六条** 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、

自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 自転車貸付業者及び自転車小売業者は、自転車の借受人及び自転車購入者に対し、安全に利用できる自転車の選択等の助言等、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十五条までの規定は、令和二年四月一日から施行する。



## 奈良県税務課からのお知らせ

奈良県及び県内すべての市町村からのお知らせです。

### 事業者の皆様へ 特別徴収実施のご案内

奈良県全体として、平成25年度から個人住民税の特別徴収義務の履行を徹底しています。

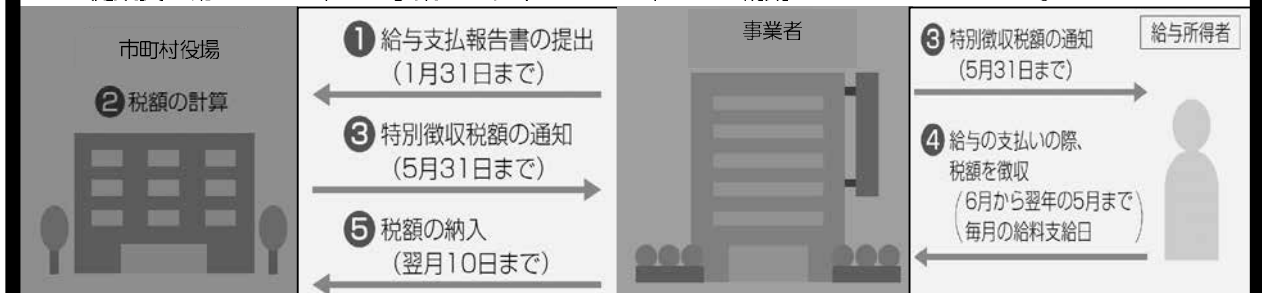
#### 個人住民税は特別徴収で納めましょう。

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員（正規雇用だけでなく、臨時職員、アルバイト等の非正規雇用も含む。）に支払う給与から個人住民税を引き落とし、市町村に納入いただく制度です。
- 地方税法第321条の3、第321条の4等及び各市町村の税条例の定めにより、給与を支払う事業者は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

#### 個人住民税の特別徴収の手続き

- ① 従業員の住所地の市町村に毎年1月31日までに「給与支払報告書」を提出してください。  
（②市町村役場にて税額の計算を行い、③5月31日までに特別徴収税額決定通知書を送付します。）
- ④ 6月以降、税額決定通知書に記載の税額を給与から徴収してください。
- ⑤ 従業員の給与から徴収した住民税を、翌月10日までに各従業員の住所地の市町村へ、市町村毎の合算額を納入してください。

従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年2回の納期とすることができます。



詳しくは、従業員の住所地の各市町村税務担当課までお問い合わせください。

## 国土交通省からのお知らせ

シンポジウム 2020

安全管理体制の構築・  
改善に向けた更なる取組～ルールを守る背景、  
ルールを守れない背景～

平成18年より開始された「運輸安全マネジメント」の一層の普及・浸透・定着を図るため、基本的な考え方、最近の情勢情報等を提供するとともに、事業者の安全に対する好事例発表等を通じて、より多くの道路運送事業者様が安全度の向上に資する事を目的に開催します。

特に運輸安全マネジメント制度を導入され、様々な取組みを実施しているにも関わらず、法令違反等の事象の発生が散見されることから、今年度は「ルールを守る背景、ルールを守れない背景」をサブテーマに開催し、運輸事業の根幹である「安全・安心」の更なる向上に向けて、より一層促進するために行うべき方策を考えてみたいと思います。

◆日 時：令和 2年2月13日（木）

13時00分～16時00分（受付開始12時）

◆会 場：中央電気倶楽部 5F大ホール

大阪市北区堂島浜2丁目1番25号（次ページをご覧ください）

TEL 06-6345-6351

◆参加費：無 料 ◆定 員： 200名

## プログラム第1部

## ★基調講演

「自動車運送事業の安全管理に  
見られる傾向について」

木 下 典 男 氏

国土交通省 大臣官房運輸安全監理官室

次席運輸安全調査官

## プログラム第2部

## ■事業者発表

「運輸安全マネジメント制度の現場へ向けた  
理解・浸透の取組」

## — 発表事業者 —

阪神バス 株式会社

代表取締役社長 福 浦 秀 哉 氏  
経営企画部課長 重 永 広 大 氏

神姫ゾーンバス 株式会社

代表取締役社長 滝 口 亮 氏  
支配人 山 本 修 太 氏

## — アドバイザー —

木 下 典 男 氏

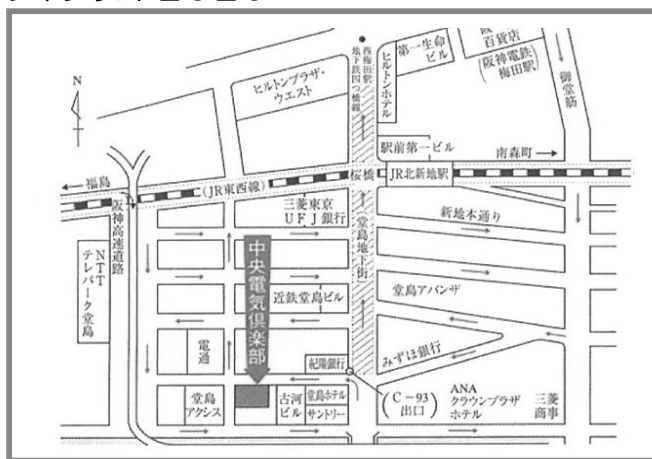
国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官室  
次席運輸安全調査官

共催：国土交通省 近畿運輸局

公益財団法人関西交通経済研究センター 運輸安全マネジメント支援センター

後援：近畿バス団体協議会、一般財団法人 近畿陸運協会

## シンポジウム 2020



## 会場へのアクセス

- ★JR 大阪駅から徒歩 12 分  
北新地駅から徒歩約 7 分
- ★地下鉄四つ橋線西梅田駅から徒歩約 6 分  
(堂島地下街南詰 C-93 番出口)
- ★京阪中之島線：渡辺橋駅から徒歩約 5 分

## 参加申込方法

- ① 下記の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、公益財団法人 関西交通経済研究センターあて FAX又はEメールでお申し込み下さい。
- ② 申し込み締め切り日は、令和 2年 2月 4日(火)です。  
(定員に達した場合は締め切らせていただきます。)
- ③ 当日は、参加申し込み確認のため、受付にて参加申込書または名刺をご提出下さい。  
なお、参加申込者に代わる代理の方のご出席は差し支えありません。(名刺等をご用意下さい。)

**お申し込みFAX番号：06-6543-6295**

**E-mail：a-tsd@kankouken.org**

## 参加申込書

|              |                       |    |
|--------------|-----------------------|----|
| 御社名<br>(団体名) | TEL (       )       — |    |
|              | FAX (       )       — |    |
|              | E-mail :              |    |
| ご住所          | (〒       —       )    |    |
| お名前          |                       | 所属 |
|              |                       | 所属 |
|              |                       | 所属 |
|              |                       | 所属 |

お問い合わせ・お申し込み先]

(公財) 関西交通経済研究センター  
運輸安全マネジメント支援センター  
TEL : 06-6543-6291 / FAX : 06-6543-6295

## [個人情報の取扱いについて]

参加申込書にご記入頂きました個人情報は厳正に管理し、本シンポジウムに関する確認・連絡の通知の際に使用させていただきます。他の目的での利用や第三者へ提供することは一切ございません。

# 軽油価格調査集計表(2019年10月)

令和元年11月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

2019年10月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

|  | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|--|--------|--------|-------|
|  | 99.62  | 93.36  | 99.41 |

2019年10月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 元売名           | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|---------------|--------|--------|--------|
| J X T G エネルギー | 99.60  | 92.88  | 101.27 |
| 出光            | 105.50 | 93.51  | 98.03  |
|               |        |        |        |
| 昭和シェル         | 119.50 | 92.73  | 97.00  |
|               |        |        |        |
| エクソンモービル      |        |        |        |
|               |        |        |        |
| キグナス          | 97.00  | 96.50  |        |
|               |        |        |        |
| コスモ           | 98.33  | 91.98  | 101.48 |
| その他           | 93.04  | 94.18  | 98.14  |

2019年10月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 月間購入量          | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------------|--------|--------|--------|
| 30キロリットル未満     | 98.53  | 93.89  | 100.60 |
| 30～50キロリットル未満  | 105.65 | 92.27  | 93.72  |
| 50～100キロリットル未満 |        | 93.13  | 96.68  |
| 100キロリットル以上    |        |        |        |

2019年10月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 支払期限     | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------|--------|--------|--------|
| 30日未満    | 106.55 | 93.01  | 100.08 |
| 30～60日未満 | 96.96  | 93.02  | 98.80  |
| 60日以上    | 93.20  | 97.07  | 101.60 |

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

|          | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------|--------|--------|--------|
| 2019年6月  | 105.92 | 95.36  | 104.00 |
| 2019年7月  | 103.35 | 95.36  | 102.44 |
| 2019年8月  | 103.53 | 93.10  | 100.44 |
| 2019年9月  | 103.05 | 93.11  | 99.92  |
| 2019年10月 | 99.62  | 93.36  | 99.41  |

※消費税抜きの価格となります。



## トラック協会・陸災防奈良県支部

## 1月の行事(予定)表

| 日  | 曜 | 時 間    | 行 事                  | 場 所         |
|----|---|--------|----------------------|-------------|
| 15 | 水 | 14:00～ | 整備管理者選任後研修           | 奈良県社会教育センター |
| 21 | 火 | 14:00～ | 整備管理者選任後研修           | 奈良県立図書情報館   |
| 25 | 土 | 9:00～  | はい作業主任者技能講習会         | 奈良県トラック会館   |
| 26 | 日 | 9:00～  | はい作業主任者技能講習会         | 奈良県トラック会館   |
| 28 | 火 | 13:00～ | 荷主事業場の荷役災害防止担当者教育講習会 | 奈良県トラック会館   |

## 2月の行事(予定)表

| 日  | 曜 | 時 間    | 行 事                          | 場 所       |
|----|---|--------|------------------------------|-----------|
| 1  | 土 | 13:50～ | 第35回物流セミナー                   | かしはら万葉ホール |
| 5  | 水 | 13:30～ | 令和元年度中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー | 奈良県トラック会館 |
| 7  | 金 | 10:30～ | 優良事業所表彰式及び優秀運転者伝達式           | 奈良県トラック会館 |
| 8  | 土 | 9:00～  | 運行管理者試験対策講習会                 | 奈良県トラック会館 |
| 12 | 水 | 13:30～ | 人材確保及び労務管理対策セミナー             | 奈良県トラック会館 |
| 19 | 水 | 12:00～ | 第4回総務委員会                     | 奈良県トラック会館 |
| 27 | 木 | 12:00～ | 第274回理事会                     | 奈良県トラック会館 |
| 28 | 金 | 9:00～  | 運行管理者試験対策講習会                 | 奈良県トラック会館 |



## 適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

| 2019年度実施状況 |      |       |
|------------|------|-------|
| 実施目標件数     | 実施件数 | 実施率   |
| 220件       | 208件 | 94.5% |

| 2019年11月実施状況 |      |       |            |
|--------------|------|-------|------------|
| 計画件数         | 実施件数 | 実施率   | 巡回延出動台(日)数 |
| 24件          | 19件  | 79.2% | 12台        |

| 調査事項           |                                        | 調査件数 | 指導件数 | 指導率     |
|----------------|----------------------------------------|------|------|---------|
| I. 事業計画等       | 1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。           | 19   | 2    | 10.5%   |
|                | 2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。        | 19   | 2    | 10.5%   |
|                | 3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。               | 19   | 2    | 10.5%   |
|                | 4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。            | 19   | 2    | 10.5%   |
|                | 5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。              | 19   | 2    | 10.5%   |
|                | 6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等) | 13   | 1    | 7.7%    |
|                | 7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。    | 19   | 0    | 0.0%    |
|                | 8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。                   | 19   | 0    | 0.0%    |
| II. 帳簿類の整備、報告等 | 1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。              | 4    | 0    | 0.0%    |
|                | 2. 自動車事故報告書を提出しているか。                   | 1    | 0    | 0.0%    |
|                | 3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。     | 19   | 0    | 0.0%    |
|                | 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。             | 19   | 0    | 0.0%    |
|                | 5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)    | 11   | 5    | 45.5% ④ |
| III. 運行管理等     | 1. 運行管理規程が定められているか。                    | 19   | 3    | 15.8%   |
|                | ○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。              | 19   | 0    | 0.0%    |
|                | 3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。               | 19   | 2    | 10.5%   |
|                | 4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。          | 19   | 0    | 0.0%    |
|                | ○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。             | 19   | 5    | 26.3%   |
|                | 6. 過積載による運送を行っていないか。☆                  | 19   | 0    | 0.0%    |
|                | ○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。               | 19   | 1    | 5.3%    |
|                | 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。             | 19   | 0    | 0.0%    |
|                | 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。☆           | 19   | 0    | 0.0%    |
|                | 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。             | 2    | 1    | 50.0% ③ |
|                | ○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。   | 19   | 8    | 42.1% ⑤ |
|                | ○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。          | 14   | 11   | 78.6% ② |
|                | ○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。         | 14   | 12   | 85.7% ① |
| IV. 車両管理等      | 1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。          | 19   | 2    | 10.5%   |
|                | ○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。              | 19   | 0    | 0.0%    |
|                | 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。               | 19   | 4    | 21.1%   |
|                | 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。      | 19   | 1    | 5.3%    |
|                | ○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。                | 19   | 4    | 21.1%   |
| V. 労基法等        | 1. 就業規則が制定され、届出されているか。                 | 7    | 0    | 0.0%    |
|                | 2. 36協定が締結され、届出されているか。                 | 18   | 1    | 5.6%    |
|                | 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)      | 19   | 0    | 0.0%    |
|                | ○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。    | 19   | 8    | 42.1% ⑤ |
| VI. 法定福利       | 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。                  | 18   | 4    | 22.2%   |
|                | 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。                | 18   | 4    | 22.2%   |
| VII. 運輸安全管理    | 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。                  | 19   | 2    | 10.5%   |
| 指導件数合計         |                                        | 633  | 89   | 14.1%   |

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

|       | A      | B      | C      | D   | E      | その他 | 合計      |
|-------|--------|--------|--------|-----|--------|-----|---------|
| 通常    | 2 (1)件 | 6 件    | 3 件    | 1 件 | 3 (2)件 | 件   | 15 (3)件 |
| 新規参入  | 件      | 件      | 1 (1)件 | 件   | 件      | 件   | 1 (1)件  |
| 新規(他) | 件      | 2 (2)件 | 1 (1)件 | 件   | 件      | 件   | 3 (3)件  |
| 特別(労) | 件      | 件      | 件      | 件   | 件      | 件   | 件       |
| 特別(他) | 件      | 件      | 件      | 件   | 件      | 件   | 件       |
| 総合    | 2 (1)件 | 8 (2)件 | 5 (2)件 | 1 件 | 3 (2)件 | 件   | 19 (7)件 |

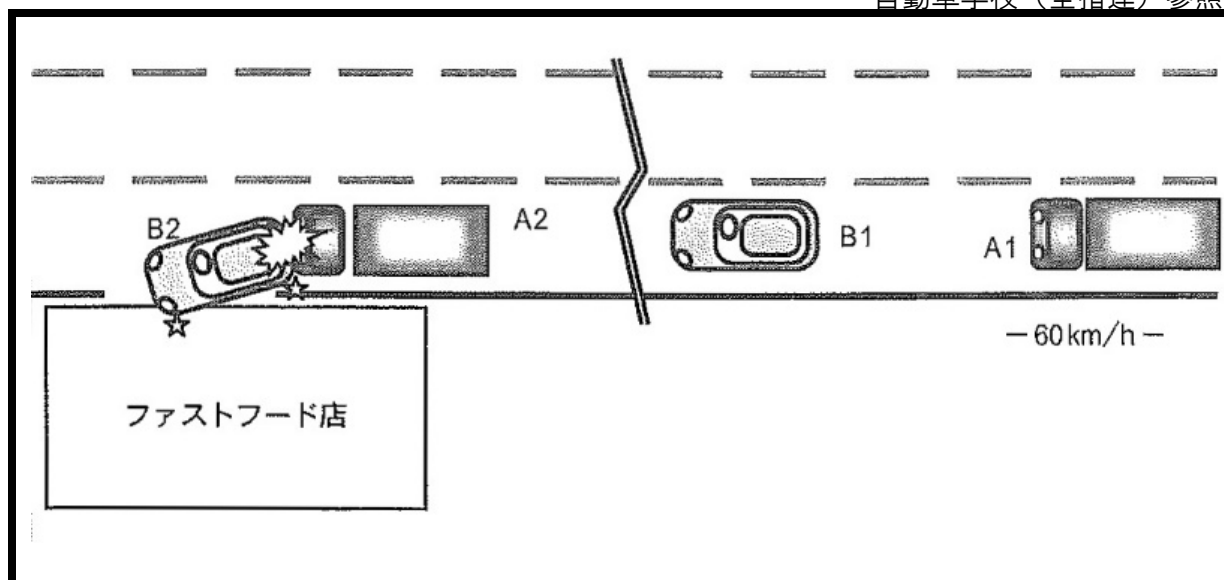
※ ( ) は会員外の件数です

## 事業用自動車事故事例 No.53

トラックと普通乗用車の短い車間距離での追突事故

## ■事故の概況

自動車学校（全指連）参照



事故類型：追突

発生日時：5月 午後1時頃 小雨

当事者A：トラック 30歳代 男性

当事者B：四輪車 20歳代 女性

## ■ 事故の概要

Aはトラックを運転し、時々通行する道路を先行車Bとの車間距離を約10mで走行していました。車の流れは良く、時速約60kmで約1kmの距離を止まることもありませんでした。前方のBが、道路左にあるファストフード店に入ろうとして、その直前で左折の合図を出すと同時くらいに急ブレーキをかけたので、Aも急ブレーキをかけましたが間に合わず追突してしまいました。

## ■ 事故から学ぶ

この事例は、前方を見ていたものの、短い車間距離で走行していたことが第一の原因です。その他にも、流れが良かったので油断してしまったことや、交差点でもない場所で先行車が止まることを予測しにくかったことも影響しています。沿道の店などを見て用事を思い出し、急に減速、停止することはままあることです。

通常、前の車のブレーキランプが点灯してから、後続車の運転者がアクセルからブレーキペダルに足を踏みかえペダルを踏みこむまでには約0.7秒かかるといわれています。時速約60kmで走行していれば約12mも走ってしまう計算になります。この事例も、たとえ前に神経を集中していても追突は避けられなかったかもしれません。

ブレーキランプやウィンカーは、脇見をしているかも知れない後続車の運転者に見せるつもりで早めに（長めに）出すことが重要です。

急ブレーキを踏まなければならないようなら、そこでの右左折は見送り、もう1周してくるくらいの余裕を持ちましょう。

## トラックの構造上の特性

## 2 車長と運転

## 1 内輪差が大きくなる

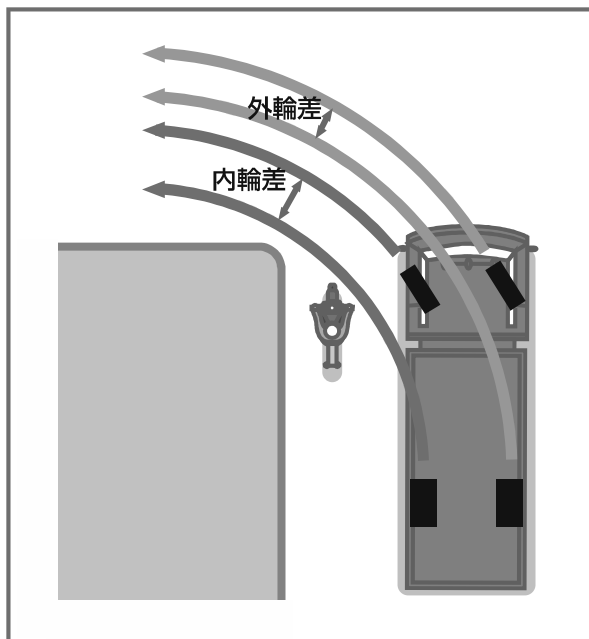
## ◆左折時の巻き込みに注意

車長の長いトラックは、乗用車よりもホイールベースが長いのが特徴で、内輪差が大きくなります（図24）。

そのため、左折時などに左側方のバイクや自転車、歩行者などを巻き込む事故が発生しやすくなります。また、構内から車道に左折して出るときなどは、塀や門などの建造物に接触し破損してしまうことがあります。

左折していくときは、内輪差をしっかりと頭に入れて、左側方をよく確認する必要があります。

図24 内輪差

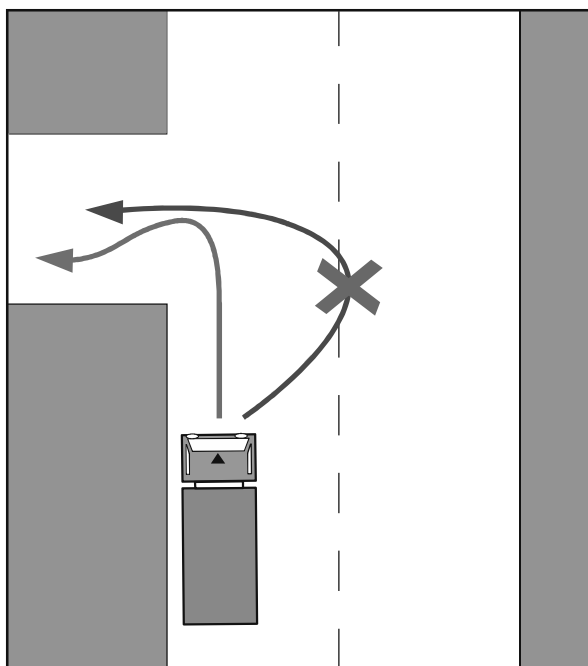


## ◆左折時のふくらみに注意

左折するときは、あらかじめ道路の左端に寄って、左折しなければなりませんが、内輪差の大きいトラックは、いったん右側に振ってから左折することがあります（図25）。

これは違反行為であるとともに、内側に入り込んでくるバイクや自転車などを巻き込む危険や、片側1車線の場合は対向車、片側2車線以上の場合には右側車線の後続車と接触する危険がありますから、このような左折をしてはなりません。

図25 左折時のふくらみ





# K I T 事業の案内

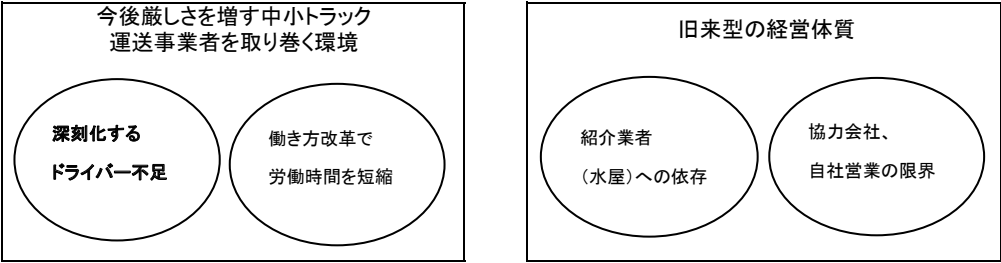
Kyodo Information of Transport

## K I T (協同・情報・輸送) 事業のご案内

キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ

### 求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



### WebKIT2

がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

|             |                                                                                                                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 導入効果<br>その1 | <b>安定的な輸送力の確保のために</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応</li><li>・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完</li></ul>                   |
| 導入効果<br>その2 | <b>安心のネットワーク取引のために</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・明確な運賃</li><li>・回収不安なし</li></ul>                                             |
| 導入効果<br>その3 | <b>輸送効率化のために</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・配車業務のシステム化</li><li>・配車担当者のスキル向上</li><li>・書面化による輸送トラブル解消</li></ul>                 |
| 導入効果<br>その4 | <b>輸送効率化のために</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保</li><li>・帰り荷物確保(実車率アップ)</li><li>・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)</li></ul> |

生産性の向上

### 取引・事業の拡大

\* 運賃の集金は組合精算ですので安心です。

\* 運賃の支払いは45日サイトです。

\* 軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

#### ☆輸送

運賃＜事例＞

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)

運賃 43,000円(税抜き)

大型車

4トン車

#### ☆軽油販売

##### エネクスフリート 軽油価格

| 令和元年 | 10月 | 11月  |
|------|-----|------|
| 軽油   | 99円 | 101円 |

〈単価は日本貨物運送事業協同組合連合会

(日貨協連)の全国統一価格です。〉

#### ☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2019年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

## 災害事例とその対策

## 空のロールボックスパレットの移動作業で骨折

- 1 事業の種類：陸上貨物取扱業  
(従業員数 50 人未満)
- 2 発生月時：10 月 午前 3 時頃
- 3 発生場所：自社倉庫内
- 4 被災者：トラック運転手 25 歳 男性  
経験期間 18 ヶ月
- 5 傷病の程度：骨折（右中足骨底、右中足骨体）休業 60 日
- 6 災害発生状況



- (1) 被災者は空のロールボックスパレット 42 台をトラックで自社倉庫に運搬し、荷台から所定の位置への取り出し作業を行っていた。
- (2) 折りたたんだロールボックスパレット 4 台（約 120kg）をまとめた状態で移動していた。
- (3) 移動中に方向転換した時、ロールボックスパレットのキャスター同士が接触し、ロックした状態となり被災者側に倒れた。
- (4) 被災者は安全靴を装着していたが、つま先の鉄板部分以外のところに当たり受傷した。

## 7 推定される災害の原因と問題点

- (1) 災害発生時刻は午前 3 時頃という深夜で、最も疲労感や眠気を感じる時間帯である。また、早く作業を終えて帰宅したいという急ぎの心理もうかがえる。
- (2) L 字型に折りたたむタイプのロールボックスパレットは折りたたんだ状態では転倒しやすいので、組み立てて安定した状態で移動すべきであるが、トラックに積載する際は折りたたんだ状態で積みつけているので、42 台もの大量のロールボックスパレットを組み立てて移動することは考慮しなかったであろう。
- (3) また、折りたたんだ状態で移動する場合は、側面パネルの内側に立って 1 台ずつ移動すべきであるが、42 台を一人で移動するとなると 42 往復しなくてはならず、作業時間を短縮するため 4 台ずつ移動することにしたと思われる。
- (4) 折りたたんだ L 字型ロールボックスパレットを 4 台重ねるとそれぞれのキャスター

が接近した状態になり特に自在キャスターの場合それらの向きがまちまちとなり、コントロールが難しくなる場合がある。

そのような状況の中で進行方向を転換したためキャスターが干渉しあい、ロックした状態となったため一気に被災者側に倒れ掛かった。

- (5) 安全靴は着用していたが、安全靴はつま先だけが保護され、つま先以外の部分は保護カバーに覆われていないため、本事案は足指の根元部分を骨折したものである。

## 8 再発防止対策

- (1) ロールボックスパレットは荷を収納していない空の状態でもかなりの重量物であることを認識することが大切です。本事案のロールボックスパレットは 1 台当たり 30kg であり、4 台重ねると合計で 120kg もあり、これが倒れ掛かると一人では支えきれないことを理解しなければなりません。
- (2) 人力運搬機であることから、免許も技能講習も特別教育もなく、義務にもなっていませんが、基本操作を学び、安全作業方法・手順を事業場内で定め、守らせることが重要です。
- (3) そのため、ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル「安全に作業するための 8 つのルール」（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）並びに「ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック」（陸災防）を活用してください。

# 近畿交通共済からののお知らせ

## 大切なトラックを水没させないために

－災害（水害）リスク情報をご確認ください－

### 国土交通省 ハザードマップポータルサイト



身のまわりの災害リスクを調べるのに  
非常に便利なサイト。



<https://disaportal.gsi.go.jp/>

### 国土交通省 川の防災情報

リアルタイムの河川の水位・雨量等の防災情報。  
河川監視用のCCTVカメラの静止画像にアクセス可能。

<https://www.river.go.jp/portal/>



### 気象庁 レーダーナウキャスト

気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測。  
降水ナウキャストによる60分先までの降水強度分布予測。

<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>



### 気象庁 高解像度降水ナウキャスト

250m解像度で30分先までの降水短時間予報。  
土砂災害・浸水害・洪水の危険度分布等。

<https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/index.html>



### NHK ニュース・防災アプリ

気象情報、災害、避難情報、ライブカメラなどの情報を提供するアプリ。

※iPhone・Androidアプリで、端末にダウンロードしてご使用になります！

[https://www3.nhk.or.jp/news/news\\_bousai\\_app/index.html](https://www3.nhk.or.jp/news/news_bousai_app/index.html)



### ご契約等のお問い合わせ先

近畿交通共済協同組合 奈良事務所

TEL 0743 (59) 1701

Fax 0743 (59) 1751

# 奈良県警察本部からのお知らせ

## 1 令和元年の県内交通事故発生状況

12月18日現在

| 区 分    | 令和元年     | 平成30年    | 増減数      | 備 考        |
|--------|----------|----------|----------|------------|
| 総件数    | 39,298 件 | 41,598 件 | -2,300 件 | 1日に約 112 件 |
| 人身事故件数 | 3,223 件  | 3,885 件  | -662 件   | 1日に約 9 件   |
| 死者数    | 34 人     | 41 人     | -7 人     | 約 10日に 1人  |
| 負傷者数   | 4,005 人  | 4,861 人  | -856 人   | 1日に約 11 人  |
| 物損事故件数 | 36,075 件 | 37,713 件 | -1,638 件 | 1日に約 102 件 |

(データは概数)

## 2 交通死亡事故の特徴

### 交通事故類型

人対車両が10件。

うち、横断中9件、その他1件

車両相互が12件。

うち、正面衝突4件、出会い頭5件、右左折時3件

車両単独が12件。

うち、工作物衝突4件、駐車車両衝突2件、路外逸脱4件、転倒2件



|      |    |
|------|----|
| 人対車両 | 10 |
| 車両相互 | 12 |
| 車両単独 | 12 |
| 列車   | 0  |
| 合 計  | 34 |

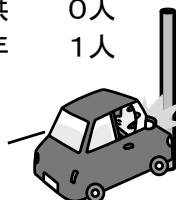
### 年齢別

死者34人中

高齢者22人 【前年比+2人】

子供 0人 【前年比-1人】

少年 1人 【前年比-5人】



### 状態別

死者34人中

歩行者10人 【前年比-1人】 二輪車5人 【前年比+1人】

自転車4人 【前年比+2人】 原付車5人 【前年比-4人】

四輪車10人 【前年比-5人】



依然として、高齢者の横断中の死亡事故が発生しています。

車を運転する人は、安全確認の徹底と歩行者の動静を再確認。

歩行者は、道路を横断するときは、横断歩道を通行し、左右の安全確認を必ず行いましょう

### 交通事故発生状況【月別】

|      | 1月    | 2月    | 3月    | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月 | 合計     |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|
| 人身事故 | 268   | 282   | 290   | 312   | 268   | 262   | 250   | 272   | 264   | 300   | 291   |     | 3,059  |
| 死者   | 1     | 5     | 3     | 3     | 3     | 2     | 1     | 0     | 6     | 1     | 6     |     | 31     |
| 負傷者  | 329   | 319   | 363   | 404   | 342   | 331   | 321   | 356   | 316   | 373   | 362   |     | 3,816  |
| 物件事故 | 2,855 | 2,717 | 3,305 | 3,243 | 3,080 | 2,867 | 3,119 | 3,397 | 3,121 | 3,255 | 3,195 |     | 34,154 |

## 3 マナーアップ大和路2020

### 交通安全「やまとじ」の実践

や 夜間に目立つ反射材、前照灯の早め点灯と上向き点灯

ま 待った、飲酒運転。ハンドルキーパーで安全・安心

と 止まってゆずろう、横断歩道は歩行者優先

じ 自転車は車の仲間、ルールを守って安全運転





# 第35回物流セミナー

参加無料

## 講演



「どうする地方創生！  
～真の再生は足元から、自らの手で～」

講師 読売新聞特別編集委員

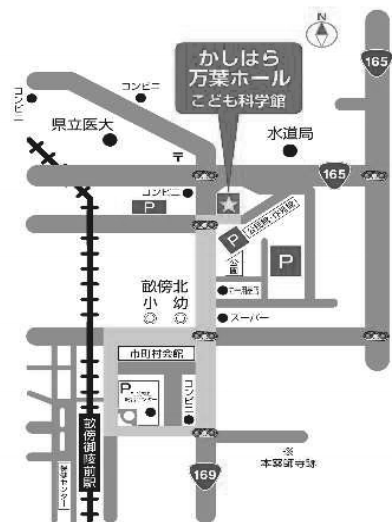
はしもと ごろう

橋本 五郎 氏

日時：令和 2 年 2 月 1 日(土)  
13:50～15:30 (受付13:00～)

会場：かしはら万葉ホール  
5階 レセプションホール  
(橿原市小房町11番5号)

定員：400名 (定員になり次第締め切ります)



## ◆ セミナー参加申込書 ◆

下記にご記入の上、Faxでお申込み下さい。

**Fax:0743-23-1212**

|      |  |      |  |
|------|--|------|--|
| ふりがな |  | ふりがな |  |
| 参加者名 |  | 参加者名 |  |
| 会社名  |  | 連絡先  |  |
| 会社住所 |  |      |  |

※ご記入頂きました個人情報は、本セミナーの運営管理の目的のみに使用し、他の目的には使用致しません。

問い合わせ先 公益社団法人奈良県トラック協会 TEL0743-23-1200  
〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981-6

# 2019年発行の「トラック奈良」

■下記表示は「今月のTOPICS」



「法相宗大本山 興福寺」  
■年末年始の交通事故防止のための啓発活動



「新薬師寺」  
■全ト協 新年賀詞交歓会  
■Gマーク(新規)認定先インタビュー



「不退寺(業平寺)」  
■交通安全セミナー(上牧町)



「300号記念特集号」  
■300号のあゆみ  
■働き方改革実現に向けたアクションプランセミナー



「忍辱山 円成寺」  
■交通安全啓発活動～トラック出発式～  
■安全性優良事業所(Gマーク)申請概要



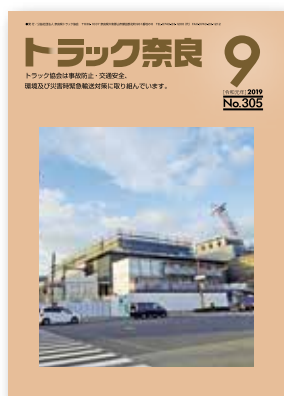
「海龍王寺」  
■春の交通安全運動出発式  
■交通安全セミナー アンケート結果



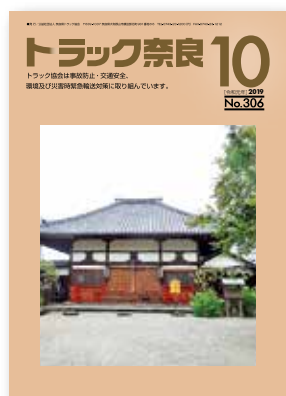
「東大寺 二月堂」  
■睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー  
■横断歩行者保護宣言事業所～参加事業所募集～



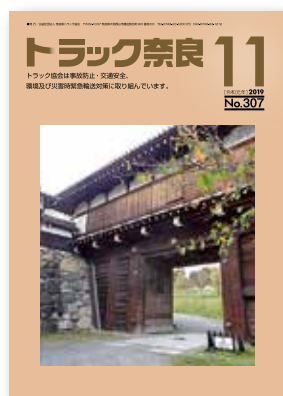
「天空の国 野迫川村」  
■横断歩行者保護宣言事業所の証



「建設中の奈良コンベンションセンター」  
■避難情報は5段階で発令されます



「日本最古の仏教寺院 飛鳥寺」  
■運輸安全検討会を開催  
■トラック重大事故防止対策セミナー



「郡山城 天守台から見た大和平野」  
■NHKが協会の運転技能自動評価システム講習会を放送  
■トラック構造上の特性



「大本山 松尾寺」  
■(事業用トラック事故防止)会員事業所のアンケート結果  
■心を整え、自身を高めるビジネスマナー研修会

「トラック奈良」の各月内容は、ホームページでご覧いただけます。 <http://www.narata.or.jp>

奈良県トラック協会

検索

## トラック奈良 2020年1月 第309号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫  
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

**荷役5大災害の防止対策  
を徹底しましょう！**

- ①荷台等からの墜落・転落
- ②荷台等での荷崩れ
- ③フォークリフト使用時
- ④トラックの無人暴走
- ⑤トラック後退時